

# 千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の概要

## 1 要綱策定の背景

土壌汚染対策法では、汚染土壌処理施設（以下「施設」という。）の設置に関する届出や許可等の規定がなく、設置の時期についても具体的に定められていません。このため、事前に設置計画を把握し指導することが難しく、周辺地域の生活環境の保全について十分な措置が講じられないまま着工される懸念があります。

こうした課題に対処するため、県では、事業者に対し事業計画の段階で必要な指導を行う制度等を規定する「千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」（以下「要綱」という。）を策定することとしました。

## 2 要綱の概要（詳細は「5 要綱の主な内容」、「6 要綱の手続等の流れ」を参照）

（目的）汚染土壌処理業者が施設の設置等及び維持管理を行う場合に、県が公害防止、災害防止等のために必要な指導を行うことにより、生活環境の保全や汚染土壌の適正な処理の推進を図ります。

（概要）事業者が汚染土壌処理業に係る法の許可等の手続を行うに当たり、生活環境影響調査を実施した上で、事業計画書等を事前に県に提出し協議（事前協議）を行うほか、事業者が遵守すべき施設の立地基準、構造基準及び維持管理基準を定めました。

## 3 制定及び施行の時期

平成30年 8月27日（月）制定

平成30年10月 1日（月）施行

## 4 要綱のポイント

### ○ 事前協議制度を導入し生活環境の保全に配慮した事業計画を策定

施設の設置や稼働に際し、周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮を行うため事前協議制度を導入します。事業者に対し、生活環境影響調査の実施を求めるとともに、関係市町村長や利害関係者が生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を設け、必要に応じ事業計画に反映させる手続を規定します。

### ○ 施設の設置や維持管理における透明性の確保

事前協議書を縦覧し、幅広く事業計画を周知します。また、事業開始後に、事業者が施設の維持管理状況をインターネット等により公表します。

### ○ 廃棄物処理施設との併用を原則禁止

廃棄物管理型最終処分場及び産業廃棄物の焼却施設（セメント製造施設に限る。）を除き、廃棄物処理施設との併用は、原則禁止します。

### ○ 施設の設置時期

施設の設置に係る着工の時期は、事前協議が終了した後とします。

## 5 要綱の主な内容

### 【千葉県汚染土壌処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱】

#### ○ 目的

汚染土壌処理業者が施設の設置等及び維持管理を行う場合に、県が公害防止、災害防止等のための必要な指導を行うことにより、県民の生活環境の保全及び汚染土壌の適正な処理の推進を図る。

#### ○ 主な規定

- ・ 汚染土壌処理業者の責務
- ・ 廃棄物処理施設との併用の原則禁止
- ・ 施設の設置等に係る事前協議の実施（「6 要綱の手続等の流れ」を参照）
- ・ 施設の立地・構造・維持管理に関する基準の遵守
- ・ 生活環境影響調査の実施

### 【汚染土壌処理施設の立地に関する基準】

- ・ 施設の周辺に特に生活環境の保全上の配慮が必要な学校等の施設を含まない等独自の立地環境及び立地要件を規定

### 【汚染土壌処理施設の構造に関する基準】

- ・ 汚染土壌の処理業に関するガイドライン等（環境省）の基準に加え、独自の基準を規定

### 【汚染土壌処理施設の維持管理に関する基準】

- ・ 汚染土壌の処理業に関するガイドライン等（環境省）の基準に加え、独自の基準を規定
- ・ 施設の維持管理状況をインターネット等により公表することを規定

### 【汚染土壌処理施設生活環境影響調査指針】

- ・ 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）に準じた調査を規定（生活環境影響調査の実施結果を事前協議書に添付し、縦覧することとした。）

## 6 要綱の手續等の流れ

